

郵送による戸籍証明書等交付申請書

記入日 令和 年 月 日

①どなたの証明が必要ですか？

本籍			
フリガナ		フリガナ	
筆頭者	(明・大・昭・平・令 年 月 日)	個人(抄本)、身分証明書の場合 必要な方の氏名	(明・大・昭・平・令 年 月 日)

②何が必要ですか？

戸籍		除籍		改製原戸籍		戸籍の附票 本籍・筆頭者の記載 (有・無)		身分 証明書	記載事項・ 受理証明書 (届)	その他 ()
全部 (謄本)	個人 (抄本)	全部 (謄本)	個人 (抄本)	謄本	抄本	全部 (謄本)	個人 (抄本)			
通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
1 通 450 円		750 円		750 円		本籍地により異なります (習志野市は 300 円)		通	350 円	

③申請者はどなたですか？

申請者	住 所				
	氏 名		電話 番号	()	
	戸籍に記載されて いる人との関係	本人・夫・妻・父母・子・祖父母・孫・その他 ()			
申請理由	使いみち (具体的に)				
	提 出 先				
最近届出をされた場合	出生・婚姻・死亡・離婚・その他 () 届を 月 日に 市・区・町・村役場に届出				

【用意していただくもの】

- ① 申請書
- ② 手数料・・・必要な通数分の定額小為替を郵便局で購入してください。
- ③ 返信用封筒・・・住民票上の住所、氏名を記入の上、切手を貼ってください。
- ④ 本人確認書類・・・マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などのコピー
※マイナンバーカードのコピーは表面のみで、裏面のマイナンバーのコピーは不要です。
- ⑤ 直系親族であることが分かる確認資料 (必要な方のみ)
・・・戸籍を請求できるのは原則、本人及び配偶者、または直系親族の方に限られます。請求する戸籍に記載されていない方で、習志野市で保管している戸籍で直系親族であることが確認できない場合は、関係が分かる戸籍謄本等の写しをご用意ください。

①～⑤を、本籍地の市区町村に郵送してください。おおむね1週間程度で戸籍が返送されます。
習志野市が本籍の方は「〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 習志野市役所市民課」まで
※戸籍を本人、配偶者、直系親族以外の方が請求する場合、又は身分証明書を本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。その他、詳細については、本籍地の戸籍担当課までお問い合わせください。
※偽り、不正の手段により戸籍謄本等の交付を受けた場合、法の規定により30万円以下の罰金に処されます。

お問い合わせ 習志野市役所市民課 電話 047 - 451 - 1151 (代表)

〒275 - 8601 習志野市鷺沼 2 - 1 - 1